

呉市水道局契約規程

昭和 39 年 10 月 12 日

水道局規程第 12 号

改正	昭和 41 年 7 月 27 日水道局規程第 13 号	昭和 43 年 5 月 1 日水道局規程第 19 号
	昭和 44 年 5 月 15 日水道局規程第 15 号	昭和 46 年 2 月 1 日水道局規程第 1 号
	昭和 46 年 2 月 8 日水道局規程第 5 号	昭和 47 年 7 月 29 日水道局規程第 25 号
	昭和 48 年 3 月 1 日水道局規程第 4 号	昭和 50 年 1 月 18 日水道局規程第 2 号
	昭和 50 年 4 月 21 日水道局規程第 13 号	昭和 50 年 8 月 13 日水道局規程第 19 号
	昭和 51 年 9 月 10 日水道局規程第 11 号	昭和 52 年 8 月 9 日水道局規程第 12 号
	昭和 52 年 11 月 30 日水道局規程第 16 号	昭和 53 年 3 月 28 日水道局規程第 4 号
	昭和 53 年 6 月 20 日水道局規程第 12 号	昭和 54 年 3 月 30 日水道局規程第 5 号
	昭和 54 年 9 月 20 日水道局規程第 18 号	昭和 56 年 9 月 7 日水道局規程第 15 号
	昭和 57 年 6 月 1 日水道局規程第 5 号	昭和 57 年 10 月 1 日水道局規程第 7 号
	昭和 60 年 7 月 30 日水道局規程第 3 号	昭和 62 年 2 月 24 日水道局規程第 1 号
	平成 3 年 3 月 4 日水道局規程第 2 号	平成 11 年 4 月 19 日水道局規程第 5 号
	平成 12 年 2 月 23 日水道局規程第 3 号	平成 12 年 3 月 15 日水道局規程第 7 号
	平成 13 年 8 月 30 日水道局規程第 5 号	平成 14 年 8 月 28 日水道局規程第 9 号
	平成 15 年 3 月 28 日水道局規程第 4 号	平成 16 年 3 月 23 日水道局規程第 2 号
	平成 16 年 3 月 30 日水道局規程第 9 号	平成 17 年 3 月 18 日水道局規程第 1 号
	平成 19 年 3 月 30 日水道局規程第 3 号	平成 20 年 3 月 18 日水道局規程第 5 号

呉市水道局契約規程(昭和 34 年呉市水道局規程第 9 号)の全部を改正する。

第 1 章 総則

(この規程の趣旨)

第 1 条 この規程は、法令及び条例その他別に定めがある場合を除くほか、局の業務に関する売買、貸借、請負その他の契約を締結することについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 一般競争入札による契約

第 1 節 一般競争入札の参加者の資格

第 2 条 削除

削除(昭和 54 年水道局規程 18 号)

(一般競争入札の参加者の資格)

第 3 条 管理者は、必要があるときは一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めるものとする。

2 管理者は、前項の規定により資格を定めた場合においてはその定めるところにより、定期又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを、別に定める基準により審査しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により審査したときは、その結果を資格を有すると認めた者及び資格がないと認めた者にそれぞれ通知し、資格を有すると認めた者についてはその者の名簿を作成しなければならない。

4 管理者は、第 1 項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第 2 項に規定する申請の時期及び方法等について公示するものとする。

5 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取消し又は停止することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 法令に違反し、又は経営状態が著しく悪くなったとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

一部改正(昭和 50 年水道局規程 2 号・54 年 18 号・57 年 7 号・62 年 1 号・平成 12 年 7 号)

第 2 節 公告及び入札

(一般競争入札の公告)

第4条 管理者は、一般競争入札に付するときは、その入札期日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第5条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 契約保証金に関する事項
- (7) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札を無効とする旨
- (8) その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨
- (9) その他入札に必要な事項

(入札書等の提出)

第6条 管理者は、一般競争入札に付する場合には、入札書及び入札保証金を所定の日時までに所定の場所に提出させなければならない。

2 入札書及び入札保証金は、書留郵便をもつて送付させるこの場合においては、入札書を封入した外封筒に「何々入札書」と朱書し、管理者あてに親展として送付させなければならない。

3 代理人によって入札に参加する者には、入札前に委任状を提出させなければならない。

(入札の延期等)

第7条 管理者は、入札参加者が連合し、又は不穩当の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 管理者は、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

3 前2項の場合において、入札参加者が損失を受けることがあっても管理者はその責を負わないものとする。

一部改正(昭和50年水道局規程2号・54年18号・62年1号)

(入札の不成立)

第8条 入札者が1人であるときは、その入札は不成立とする。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 同一事項について2以上の入札をした者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

一部改正(昭和50年水道局規程2号・52年12号・57年7号・62年1号・平成12年7号)

(一般競争入札の入札保証金の納付)

第10条 管理者は、一般競争入札に付する場合においては、その入札に参加する者に、その者が見積る金額の100分の5以上の入札保証金を納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約(年又は月を単位として貸付料を定める貸付契約を含む。以下同じ。)の場合においては、その都度管理者が定める額の入札保証金を納付させなければならない。

一部改正(昭和62年水道局規程1号)

(入札保証金の納付の免除)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、施行令第 167 条の 5 第 1 項の規定により管理者が定める資格を有し、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

一部改正(昭和 41 年水道局規程 13 号・平成 12 年 7 号)

(入札保証金に代わる担保)

第 12 条 入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 資金運用部資金法第 7 条第 1 項第 9 号に規定する金融債
- (3) 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し、又は支払保証した小切手
- (4) 金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (5) 金融機関に対する定期預金債権
- (6) 金融機関の保証

2 管理者は、前項第 5 号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

一部改正(昭和 62 年水道局規程 1 号・平成 12 年 7 号)

(入札保証保険証券の提出)

第 13 条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者が第 11 条第 1 号の規定に該当することにより、入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(小切手の現金化等)

第 14 条 一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、当該小切手を取り立て、又は当該小切手に代わる入札保証金を納付させ若しくは入札保証金の納付に代わる担保を提供させなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて提供された手形が満期になった場合に準用する。

(担保の価値)

第 15 条 第 12 条の規定により、入札保証金の納付に代えて提供される担保の価値は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める金額による。

- (1) 国債及び地方債 額面金額(証券に表示された売出価格が額面金額以下であるときは、その売出価格)
- (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額(証券に表示された売出価格が額面金額以下であるときは、その売出価格)の 10 分の 8 に相当する金額
- (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の 1 か月以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
- (5) 金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (6) 金融機関の保証 保証金額

一部改正(昭和 62 年水道局規程 1 号・平成 12 年 7 号)

(入札保証金の還付等)

第 16 条 第 10 条の規定により納付された入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は入札が終了したとき、又は入札を中止したときは、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が契約を締結した後にこれを還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、第 39 条に規定する契約保証金の一部に充当することができる。

3 入札保証金には利子を付さない。

(有価証券で代用した入札保証金の処分)

第 17 条 管理者は、有価証券で代用した入札保証金が市の所有となったときは、適宜の方法によりこれを処分し精算する。

2 前項の処分方法及びその価格については、何人も異議を申し立てることができない。

(予定価格の作成)

第 18 条 管理者は、一般競争入札に付するときは、その入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を封書にし開札の際これを開札場所に備えなければならない。

一部改正(昭和 50 年水道局規程 2 号)

(予定価格の決定方法)

第19条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の近況、履行の難易、数量の多寡、履行の期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の手続及び最低制限価格)

第20条 管理者は、施行令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低価格をもつて申込みをした者を落札者とする必要があると認める場合においては、専門的な知識又は技能を有する職員の意見を求めなければならない。

2 管理者は、最低制限価格を定めるときは、予定価格の100分の75を下らない範囲内で定めるものとする。

全部改正(昭和50年水道局規程2号)、一部改正(昭和53年水道局規程4号・54年18号・57年7号)

(再度公告入札の公告期間)

第21条 管理者は、一般競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を結ばないため、更に入札に付するときは、第4条に規定する公告の期間を5日までに短縮することができる。

一部改正(昭和62年水道局規程1号)

第3節 落札者の決定等

(落札者の決定)

第22条 管理者は、一般競争入札に付した場合において、落札者を定めたときは、直ちに本人に通知をするとともにその他の入札者に対しては適宜な方法により落札者を定めた旨を知らせるものとする。

一部改正(昭和41年水道局規程13号・62年1号・平成14年9号)

第3章 指名競争入札による契約

第23条 削除

削除(昭和54年水道局規程18号)

(指名競争入札参加者の資格)

第24条 管理者は、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約について、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、第3条第1項に規定する事項を要件とする資格を定めるものとする。

2 第3条第2項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。

全部改正(昭和50年水道局規程2号)、一部改正(昭和54年水道局規程18号)

第25条 削除

削除(昭和54年水道局規程18号)

第26条 削除

削除(昭和54年水道局規程18号)

第27条 削除

削除(昭和54年水道局規程18号)

(指名競争入札の参加者の指名基準)

第28条 管理者は、第24条の資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準について別に定める。

(指名等競争入札の参加者の指名)

第29条 管理者は、指名競争入札に付しようとするときは第24条に規定する資格を有する者のうちから、前条に定める指名基準により、入札に参加する者を5名以上指名しなければならない。ただし、必要でないとき、又は指名することが困難であると認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、第5条第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項又はこれらの事項を説明する日時及び場所を指名する者に通知するものとする。

3 前項に規定する通知は、別に定めがあるもののほか、入札期日から起算して少なくとも7日前に郵便その他の方法により行うものとする。ただし急を要する場合においては、その期間を3日までに短縮することができる。

一部改正(昭和50年水道局規程2号)

(再度通知入札の通知期間)

第30条 指名競争入札に付した場合において入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を結ばないため、更に入札に付するときは、前条に規定する通知期間を2日までに短縮することができる。

一部改正(昭和62年水道局規程1号)

(一般競争入札に関する規定の準用)

第31条 第6条から第20条まで及び第22条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

一部改正(昭和50年水道局規程2号・53年12号・平成3年2号・12年7号・14年9号)

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第32条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が130万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
- (2) 予定価格が80万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が40万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が30万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が50万円を超えないものとするとき。

追加(昭和57年水道局規程7号)、一部改正(平成17年水道局規程1号)

(予定価格の決定及び作成)

第32条の2 管理者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第18条及び第19条の規定に準じて、予定価格を定めるものとする。ただし、次に掲げる契約については、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 工事若しくは製造の請負又は物品の修理に係る契約で概算価格が130万円を超えないもの
- (2) 物品の購入に係る契約で概算価格が80万円を超えないもの
- (3) 概算価格が30万円を超えない契約で予算の適正な執行上支障がないと認められるもの(前2号に該当するものを除く。)
- (4) 市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えないものに係る契約

一部改正(昭和50年水道局規程2号・57年7号・平成11年5号・12年3号・16年2号)

(見積書の徴取)

第33条 管理者は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴する者を1人とすることができる。

- (1) 概算金額が50万円を超えない工事の請負契約に係るものであるとき。
- (2) 2人以上の者から見積書を徴する必要がないと認めるとき。
- (3) 徴することが困難であると認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められている場合その他特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難なものに係る契約
- (2) 図書、定期刊行物等市場価格をそのまま取引価格又は料金として採用してさしかえないものに係る契約

一部改正(昭和50年水道局規程2号・平成12年7号・16年2号)

第5章 せり売り

(せり売りの手続)

第34条 第2章の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

第6章 契約の締結

(落札者の義務)

第35条 落札者は、第22条の規定による通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。

2 管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず期限を延長することができる。

一部改正(昭和57年水道局規程5号・平成12年7号・14年9号)

(契約書の作成等)

第36条 契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び法令、条例並びにこの規程に定められている契約に関する事項のうち当該契約に必要な事項のほか次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 契約保証金
- (4) 監督及び検査
- (5) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息違約金その他の損害金
- (6) 危険負担
- (7) かし担保責任

(8) 契約に関する紛争の解決方法

(9) その他必要な事項

第37条 削除

削除〔昭和50年水道局規程19号〕

(契約書の作成を省略する場合)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が150万円未満の契約を結ぶとき。

(2) せり売りに付するとき。

(3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

(4) 契約の性質又は目的によりその他管理者において契約書の作成をする必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合は、請書、承諾書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。ただし、随意契約により物品を購入し、又は修理する場合において、契約金額が30万円を超えないものであるとき、又は物品を売り払う場合において買受人が代金を即納してその物品を引取るとき、その他契約の性質又は目的により管理者において必要がないと認めるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和46年水道局規程5号・47年25号・50年2号・53年12号・62年1号・平成11年5号・12年7号〕

第7章 契約の履行

(契約保証金の納付)

第39条 管理者は、契約を締結しようとするときは、相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず単価契約の場合においては、その都度管理者が定める額の契約保証金を納付させなければならない。

一部改正〔昭和62年水道局規程1号・平成12年7号〕

(契約保証金の納付の免除)

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方が過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結しこれらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(4) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(5) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。

(6) 指名競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が150万円未満であり、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 電気、水道若しくはガスの供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約、試験、検査等の委託契約その他契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが不適当であると認められる契約を締結するとき。

(8) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

一部改正〔昭和41年水道局規程13号・50年2号・53年12号・54年5号・62年1号・平成12年7号・13年5号〕

(契約保証金に代わる担保)

第40条の2 契約保証金の納付に代えて提供することができる担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。

(1) 第12条第1項各号に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

全部改正〔平成12年水道局規程7号〕

(担保の価値等)

第40条の3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

2 第12条第2項、第13条から第15条及び第17条の規定は、契約保証金について準用する。

追加〔平成12年水道局規程7号〕

(契約保証金の還付)

第41条 納付された契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、当該契約についての給付が完了した後にこれを還付する。ただし、契約により担保義務終了まで、その全部又は一部を留保することができる。

2 契約保証金には利子を付さない。

(損害賠償への充当)

第42条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合のほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。この場合なお不足金があるときは、その金額を追徴する。

2 契約の相手方が契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を管理者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額を当該契約の相手方に対する債務と相殺し、なお不足のあるときは、その金額を追徴する。

3 前2項の追徴をする場合は、指定した期間を経過した日から起算した遅延日数に応じ、不足金額に対して年3.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

一部改正(昭和56年水道局規程15号・平成15年4号・19年3号・20年5号)

(監督員の一般的職務)

第43条 監督を命ぜられた職員(以下「監督員」という。)は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成するこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理又は履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査の方法)

第44条 検査の方法は、呉市水道局請負工事等検査規程(平成16年呉市水道局規程第9号)によるものとする。

一部改正(平成16年水道局規程9号)

(危険負担)

第45条 次に掲げる場合の危険については、すべて契約の相手方の負担とする。ただし、その原因が局の責に帰すると認められるもの及び天災その他不可抗力によるもので契約の相手方が善良なる管理者の注意を払つたと認められるときはこの限りでない。

(1) 検査の合格前に生じたすべての損害

(2) 請負工事又は、物品購入の場合においてしゅん工又は納入後1年以内に発見された隠れたきず

(3) 工事の既成部分に対して代価の一部を支払った後、目的物完成引渡しまでの間に当該既成部分に生じた損害

(4) 局から材料を支給して工事又は物品の製造をさせる場合においてその支給材料の亡失又はき損による損害

一部改正(昭和62年水道局規程1号)

(履行期限の延長)

第46条 契約の相手方は期限内に契約の履行を完了することができない場合、その理由を付した書面により、管理者に期限の延長を求めることができる。この場合、管理者はその事実を調査し、必要と認めるときは日数を指定して期限の延長を承認することができる。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第47条 前条の規定により期限を延長した場合において、その延長の理由が契約の相手方の責に帰すべき理由によるときは、管理者は遅延日数に応じ、契約金額に対して年3.7パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

一部改正(昭和56年水道局規程15号・平成15年4号・19年3号・20年5号)

(契約履行の完了)

第48条 工事請負の場合においては、しゅん工検査に合格したとき、物品の購入の場合においては、納入場所において検査に合格したとき、売却の場合においては、買受人が売払代金を納付してその物品を引き取ったときをもつて契約の履行は完了する。

一部改正(昭和62年水道局規程1号)

(権利義務譲渡の禁止)

第49条 契約に関する権利義務は管理者の承認を得なければ、これを他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

第8章 契約の変更及び解除

(契約の変更及び中止等)

第50条 管理者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は契約を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において履行期限又は契約金額を変更する必要があるときは、管理者は契約の相手方と協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、契約の相手方が損害を受けたときは管理者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、管理者と契約の相手方が協議してこれを定めるものとする。

3 第1項の規定により契約金額を変更する場合においては、工事の請負にあっては、その変更請負代金額、原設計金額に対する変更設計金額の割合を原請負代金額に乗じて得た額とする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

4 物品の購入に係わる契約金額の変更については、前項中「変更請負代金」とあるのは「変更契約金額」と、「原設計金額」とあるのは「原予定価格」と、「変更設計金額」とあるのは「変更予定価格」と、「原請負代金額」とあるのは「原契約金額」と読み替えて、前項の規定を準用する。

一部改正(平成 12 年水道局規程 7 号)

(契約の解除)

第 51 条 契約の相手方が契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき。
- (2) 契約の履行につき不正の行為があつたとき。
- (3) 契約の履行に際し、局の指示に従わないとき。
- (4) 局の責に帰すべき理由によらない場合において契約解除の申出があつたとき。

2 局の都合により必要があると認めるときは、契約の相手方と協議のうえ、その契約の全部又は一部の解除又は履行の中止をすることができる。

3 第 1 項の規定により契約を解除した場合においては、契約の相手方は、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、管理者の指定する期間内に納付しなければならない。

一部改正(昭和 62 年水道局規程 1 号)

第 9 章 代価の支払

(代価の支払時期)

第 52 条 代価の支払いは原則として検査後、契約の相手方から所定の手続による代価の請求があつた日から工事の請負においては 40 日以内、物件の購入においては 30 日以内に支払うものとする。ただし、契約の性質又は相手方との合意によりその期間を延長、若しくは分割して支払うことができる。

2 単価契約で、一定期間工事の請負及び物品の納入契約をした場合は、通常 1 月ごとその履行分に対する代価を支払うものとする。

(前金払)

第 53 条 保証事業会社の保証に係る公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項に規定する公共工事(以下「保証工事」という。)の請負代金額が 1 件 200 万円(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量については 300 万円)以上のものについては、前金払をすることができる。

全部改正(昭和 43 年水道局規程 19 号)、一部改正(平成 12 年水道局規程 7 号・13 年 5 号)

(前金払の金額)

第 53 条の 2 前金払をする金額は、次の各号に掲げる保証工事の区分に応じ、当該各号に定める範囲内とする。

- (1) 土木建築に関する工事(次号に掲げるものを除く。)請負代金額の 10 分の 4
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 請負代金額の 10 分の 3
- (3) 測量 請負代金額の 10 分の 3

追加(昭和 43 年水道局規程 19 号)、一部改正(昭和 51 年水道局規程 11 号・60 年 3 号・平成 13 年 5 号)

(前金払の申請)

第 53 条の 3 保証工事の請負人(以下「請負人」という。)は、前払金を受けようとするときは、申請書に保証事業会社の保証証書を添えて管理者に提出しなければならない。

追加(昭和 43 年水道局規程 19 号)、一部改正(平成 13 年水道局規程 5 号)

(前払金の返納)

第 53 条の 4 前金払を行った後、設計変更その他の理由により請負代金額を変更した場合において、当該前払金の変更後の請負代金額の 10 分の 5(第 53 条の 2 第 2 号及び第 3 号に掲げる保証工事については 10 分の 4)を超えることとなるときは、その超えることとなる額を返納させるものとする。ただし、その額が相当の額に達する場合は、その都度定める。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返納させるものとする。

- (1) 前払金をその工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料として必要な経費以外に使用したとき。
- (2) 請負人がその義務を履行しないとき。
- (3) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。

追加(昭和 43 年水道局規程 19 号)、一部改正(昭和 51 年水道局規程 11 号・52 年 16 号・62 年 1 号・平成 12 年 7 号・13 年 5 号)

(遅延利息)

第 53 条の 5 前条の場合において、返納すべき前払金の全部又は一部(以下「返納金」という。)を返納期日までに返納しないものがあるときは、当該返納期日の翌日から返納の日まで、当該返納金について年 3.7 パーセントの割合で計算した遅延利息を、当該返納金とあわせて徴収するものとする。ただし、不可抗力その他請負人の責によらない理由による場合においては、この限りでない。

追加(昭和 43 年水道局規程 19 号)、一部改正(昭和 46 年水道局規程 1 号・50 年 13 号・56 年 15 号・平成 13 年 5 号・15 年 4 号・19 年 3 号・20 年 5 号)

(売払代金の納付)

第54条 管理者は、物件の売払代金を、その引渡しの時までに納付させるものとする。

一部改正(昭和62年水道局規程1号)

(部分払の限度額及び回数)

第55条 契約金額が200万円以上の請負契約の既済部分又は契約金額50万円以上の物件の買入れその他の契約の既納部分(検査済みの持込材料を含む。以下「履行部分」という。)に対しては、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の一部支払(以下「部分払」という。)は、請負契約にあってはその履行部分に対する代価の10分の9、物件の買入れ契約にあってはその履行部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の金額までを支払うことができる。

3 前項に規定する部分払の回数は、管理者が認めた特別の場合を除き、工事その他の請負にあっては3回以内、物件の買入れその他にあっては1回とする。

4 第53条の規定により前金払をした保証工事に係る部分払をしようとするときは、履行部分に対する代価の請負代金額に対する割合を、前払金の金額に乗じて得た額を、部分払金額から控除するものとする。

一部改正(昭和43年水道局規程19号・44年15号・62年1号・平成13年5号)

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行前に呉市水道局契約規程により行なつた契約その他諸手続きは、この規程の相当規定により行なつたものとみなす。

付 則(平成20年3月18日水道局規程第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する